

## 議会改革調査特別委員会審査結果

☆ 開催日時 令和3年11月8日(月) 経済建設委員協議会終了後  
☆ 会議室 正庁1・2

☆ 協議事項	結果
<b>1 委員間討議の方法について</b>	左記のとおり
委員間討議の方法について、これまで理由を含めた賛否の表明を全員に行っていたところを、特に意見のある委員が挙手し議論する形に変更することが承認された。それに伴い「議会基本条例運用にあたっての取り決め」(案)についても承認された。	
併せて、改正後の委員間討議のシナリオ(案)が承認された。	
以上の変更内容について、議会運営委員会に報告することが承認された。	
<b>2 議会基本条例の検証(C評価について)</b>	左記のとおり
第15条第2項「議会は、電子採決導入について、調査・研究します。」については、電子採決ができるマイクシステムの資料を配布し、今後、電子採決をするのかどうか、そして、電子採決できる機器導入をするのかどうかを、各党派で協議してもらい、再度、本委員会で協議することとした。	
第23条「議会は、議会による事業仕分けその他の政策評価を研究します。」については、研究は続けていく方向で、「事業仕分け」という文言の扱いについて議会基本条例の全体を見直す中で、再度、本委員会で協議することとした。	
第26条第3号「議会は、地域住民に関わりが深く、かつ、関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において委員会の会議を開催します。」については、条文を削除することで承認された。	
また、議会基本条例の全体を見直す中で、C評価の3項目以外で見直しが必要な条文があれば、次回の本委員会で、提案し協議を行うこととした。	
<b>3 議会モニター意見の検証について</b>	左記のとおり
議会モニターからの意見・感想等への回答については、正副委員長案を配布し、意見がある場合、11月12日までに議会事務局へ提出してもらうこととした。その後、ホームページに掲載することで承認された。	

<b>4 その他</b>	左記のとおり
今年度の議会改革調査特別委員会の行政視察については、コロナ禍等で日程調整が難しいこともあり、行政視察は行わないことで承認された。	